

業務委託仕様書

「企業局庁舎ほか18か所消防用設備点検保守業務」（以下「本委託業務」という。）に係る契約書第5条に規定する仕様書について、以下のとおり必要な事項を定める。

1 目的

本委託業務は、企業局庁舎ほか18か所の消防用設備について、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の3の3及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定による点検及び整備（以下「保守点検」という。）に関する業務を実施するものである。

2 業務実施場所

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 企業局庁舎（局庁舎） | 宮崎市旭1丁目2番2号 |
| (2) 恒久公舎 | 宮崎市恒久2丁目14番地 |
| (3) 石河内第一発電所（石一P S） | 児湯郡木城町大字石河内鹿遊 |
| (4) 渡川発電所（渡川P S） | 日向市東郷町下三ヶ字下村 |
| (5) 綾第二発電所（綾二P S） | 東諸県郡綾町大字入野 |
| (6) 綾第一発電所（綾一P S） | 小林市須木大字下田 |
| (7) 田代八重発電所（田代八重P S） | 小林市須木大字下田字下宇都 |
| (8) 三財発電所（三財P S） | 西都市大字上三財 |
| (9) 立花発電所（立花P S） | 西都市大字寒川 |
| (10) 岩瀬川発電所（岩瀬P S） | 都城市高崎町笛水 |
| (11) 猿瀬発電所（猿瀬P S） | 西諸県郡高原町大字西麓 |
| (12) 浜砂発電所（浜砂P S） | 延岡市宮長町 |
| (13) 祝子発電所（祝子P S） | 延岡市檜山 |
| (14) 上祝子発電所（上祝子P S） | 延岡市北川町大字川内名 |
| (15) 北部管理事務所（北部管理） | 日向市東郷町山陰 |
| (16) 寒川ダム管理事務所 | 西都市大字寒川字楠八重 |
| (17) 古賀根橋ダム管理事務所 | 東諸県郡綾町大字北俣字北浦 |
| (18) 祝子第二発電所（祝子第二P S） | 延岡市北川町 |
| (19) 酒谷発電所（酒谷P S） | 日南市酒谷甲 |

3 委託期間

本委託業務の委託期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。

4 対象設備

本委託業務の対象となる消防用設備は、「別紙」に掲げるとおりとする。

5 安全対策

本委託業務の実施に当たっては、関係法令の規定を遵守し、安全対策に十分に配慮すること。

6 業務主任技術者

乙は、業務主任技術者を定め、業務主任技術者選任（変更）通知書に履歴書を添えて提出すること。業務主任技術者を変更したときも同様とする。

7 保守点検実施要領

(1) 保守点検

ア 定期点検

定期点検は、次の各項の時期を目途に実施する。

(ア) 機器点検	6月
(イ) 機器点検及び総合点検	12月
(ウ) 防火設備定期検査	12月
(エ) 消防ホースの耐圧試験	令和7年12月
(オ) 連結送水管 配管の耐圧試験	令和9年12月

企業局庁舎の点検については、甲の閉庁日に実施する。

詳細については、契約後、別途打合せによる。

イ 臨時点検

本委託業務の対象設備が故障し、甲から指示があった場合は、夜間、休日を問わず直ちに障害の復旧に着手し、速やかに処置すること。

(2) 実施方法

ア 保守点検に当たっては、法及びその他の関係法令、平成16年5月31日付け消防庁告示第9号、並びに建築保全業務共通仕様書、防火設備定期検査業務基準に基づいて実施する。

なお、法等に基づく点検基準が規定されている設備については、当該点検基準に従う適正な点検を行うこと。

イ 感知器点検において天井クレーンの移動が必要な場合は、甲が天井クレーンを運転するものとする。

ウ 各発電所で行う自動火災報知設備点検は、水車発電機制御との関連があるため、乙の責任において、確実に火報警報出力をロックすること。

エ 本委託業務の実施に当たり異常を発見したときは、直ちに監督員に報告し、指示に従って速やかに処置すること。

オ 本委託業務に係る消耗品その他必要な資材は、乙の負担とする。

カ 上記エの処置及び臨時点検において、障害の調査に要する費用は乙の負担とし、修理に要する費用の負担は、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

キ 撤去した消火器の廃棄物処理については、社団法人日本消火器工業会の推奨する廃消火器リサイクルシステムを利用し処分すること。

(3) 保守点検の報告書等

法等に定められている様式で保守点検の結果報告書（以下「保守点検報告書」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。

測定データ等については、必要に応じて報告書に別紙として添付すること。

8 提出図書

本委託業務における提出図書は下記のとおりとする。

(1) 夜間、休日緊急連絡先	契約締結後速やかに	1部
(2) 保守点検報告書	点検完了後速やかに	1部
(3) 臨時点検報告書	点検完了後速やかに	1部
(4) 業務報告書	本委託半期ごと	各1部
	上半期（4月～9月）	
	下半期（10月～3月）	
(5) 記録写真	その都度	1部
(6) その他甲が必要とする書類	その都度	

9 自衛消防訓練への立会い

乙は、甲が実施する消防訓練に対して、消防設備等に関する器具準備、取扱説明、放送設備操作等の協力を行うこと。

- (1) 企業局庁舎・・・年1回実施（1月頃） 約30分程度
必要人数2名以上